

# 緊急輸送車両の確認の申出に関する手続きについて

大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送を実施するために、指定行政機関等が使用する車両が警戒宣言発令時における交通規制が実施された区間又は区域を通行する場合は、緊急輸送車両の「標章」と「証明書」が必要となります。

なお、警戒宣言発令前における緊急輸送車両の確認の申出に関する手続きは、次のとおりです。

## 申請方法

- 1 申出を行うことができる者は、次のいずれかとなります。
  - ・ 指定行政機関等の長
  - ・ 指定行政機関等の保有車両の使用者又は管理責任者
  - ・ 指定行政機関等のが常時使用する車両若しくは指定行政機関等が大規模災害発生時等に他から調達する計画のある車両の使用者又は管理責任者
- 2 大阪府内にある警察署等の交通課窓口に提出してください。  
※ 警戒宣言発令前に申出ができる車両は、使用の本拠の位置が大阪府内にある車両に限ります。
- 3 必要書類は、
  - ・ 緊急輸送車両確認申出書（大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第6）1通
  - ・ 車検証等の写し1通
  - ・ 緊急輸送を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書面1通【例：指定行政機関等との輸送協定書等】
  - ・ 地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書面1通【例：車両ナンバーが記載された指定行政機関からの上申書等】

等です。

- 4 申出から「標章」と「証明書」の交付に5日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。
- 5 警察署の交通課窓口での申請の場合は、「標章」と「証明書」の交付を郵送で行うことができます。  
郵送を希望される方は、申出先の警察署の交通課窓口で必要書類を提出する際に、郵便番号や届出先の住所等を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニで購入可能）をご持参ください。  
なお、郵送による交付の際に、「標章」と「証明書」がレターパックプラス内に収まらない場合は、通常どおり交通課窓口での交付となります。

## ※注意事項※

- ・ 申出書の様式を当サイト内に掲出してありますが、警察署の交通課窓口においても申出書を用意しています。
- ・ お問い合わせ、事前相談は、届出先の警察署等へお申し出ください。